

乙種・丙種衛生用品表の数量の算定根拠

別表第2（乙種衛生用品表）

【内用薬】

2-3 アセトアミノフェン（300mg 相当）

- (1) 現行のサリチル酸系製剤の代替（解熱鎮痛）。現行、（商品名）バファリン 330mg、1回2錠、1人6回服用を想定。30人以下の場合は50錠（約4.16人分 $=50 \div (2 \times 6)$ ）、30人を超える場合は100錠（約8.33人分 $=100 \div (2 \times 6)$ ）。
- (2) アセトアミノフェン 300mg は医療用医薬品の成分・含量・性状と全く同一のものが一般用医薬品として販売されているため、医療用医薬品の注は不要。
- (3) アセトアミノフェンの用法用量は、1回300mg、1日3回まで。100mg,150mg,300mgの錠剤があるため、丁と同じく「相当」を付記。
- (4) WHOは痛みと発熱のため、パラセタモール 500mg（アセトアミノフェンの別名）を10人あたり100錠。用法用量を1回2錠（1g）、1日4回（最大8錠）で算出。1人何回の服用を想定しているかの記載はないが、1人6回服用する場合は約8.33人分。
- (5) 甲(1-3)は適宜。丁(4-1)は18錠（現行告示と同等量に当たる3人分）。
- (6) 使用上の注意に、5～6回服用してもよくなる場合は服用中止との記載あり。

<検討>

- ・WHOの推奨量が現行告示よりも多いが、現行告示で不足感がないこと、アセトアミノフェンの坐剤のほか、痛み対応のために新たにロキソプロフェンナトリウムもあること、告示には最小限の数量を記載することから、現行告示に合わせる。
- ・現行のサリチル酸系製剤の数量と同等（約4.16人分）となるよう、アセトアミノフェン 300mg 相当で換算すると、1人6回服用する場合の約4.16人分の数量(30人以下の場合)は、約25錠（ $6 \times 4.16 = 24.96$ ）。
- ・30人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解し、10人あたり8錠（ $8.32 = 24.96 \div 3$ ）。

2-5 ロキソプロフェンナトリウム(60mg 相当)

- (1) 現行のサリチル酸系製剤の代替（解熱鎮痛抗炎症）。現行、（商品名）バファリン 330mg、1回2錠、1人6回服用を想定。30人以下の場合は50錠（約4.16人分 $=50 \div (2 \times 6)$ ）、30人を超える場合は100錠（約8.33人分 $=100 \div (2 \times 6)$ ）。
- (2) ロキソプロフェンナトリウムの錠剤の1回量はいずれも（無水物として）60mg。医療用医薬品の成分・含量・性状と全く同一のものが一般用医薬品として販売されているため、医療用医薬品の注は不要。また、30mg, 60mgの錠剤があるため「相当」を付記。

- (3) 用法用量は、1回 60mg,1日服用回数 2回まで。なお、発熱の場合は基本的にアセトアミノフェンで対応するため、消炎・鎮痛を想定。
- (4) 使用上の注意に、3~5日間服用しても痛みの症状が繰り返される場合は服用中止との記載あり。
- (5) 甲(1-6)は適宜。

<検討>

- ・ 現行のサリチル酸系製剤の数量と同等(約 4.16 人分)となるよう、ロキソプロフェンナトリウム 60mg 相当で換算すると、1日 2錠 5日間服用する場合の約 4.16 人分の数量(30人以下の場合)は、41.6錠 ($2 \times 5 \times 4.16 = 41.6$)。
- ・ 30人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解し、**10人あたり 14錠** ($13.87 = 41.6 \div 3$)。

2-8 クロチアゼパム錠 5mg

- (1) 現行のクロルプロマジン製剤 12.5mg の代替(不安緊張抑うつ)。現行、(商品名)コントミン糖衣錠 12.5mg、1日 30~100mg を分割経口投与。30人以下/超える場合いずれも 30錠(3.75 回分= $12.5 \times 30 \div 100$)。なお、不安緊張抑うつ対応として、ジアゼパム(セルシン、ホリゾン)錠 2mg を 30錠の備付けは変わらない。
- (2) (商品名)リーゼ錠 5mg は医療用医薬品のみ。後発品あり。用法用量はクロチアゼパムとして 1日 15-30mg を 3回に分けて経口投与。高齢者は少量から投与開始など慎重に投与。

<検討>

- ・ 30人以下/超える場合で数量が同じなので、人数にかかわらず一定量が必要と解する。
- ・ 1日通常用量 30mg を基準に、現行告示と同じ分量(3.75回分)を算定すると**人数にかかわらず 23錠** ($30 \times 3.75 \div 5mg = 22.5$)。

2-9 オレキシン受容体拮抗薬

- (1) 現行のニトラゼパム製剤 5mg の代替(不眠症)。現行、(商品名)ネルボン錠及びベンザリン錠の用法用量は、ニトラゼパムとして 1回 5-10mg を就寝前に経口投与。30人以下/超える場合いずれも 30錠(15 回分= $5 \times 30 \div 10$)。
- (2) オレキシン受容体の商品名例としてはデエビゴ錠 5mg とベルソムラ錠 10mg,15mg or 20mg があるが、後発品なし。
- (3) (商品名)デエビゴ錠 5mg の用法用量は、1回 5mg を就寝直前に経口投与。症状により適宜増減、10mg を超えない。
- (4) (商品名)ベルソムラ錠の用法用量は、1回成人 20mg (高齢者の場合 15mg) を就寝直前に経口投与。併用禁忌にクラリスロマイシン(マクロライド系抗生物質製剤)がある。
- (5) 甲(1-9)は適宜。
- (6) 1日薬価はデエビゴ錠 5mg [85.2円]、ベルソムラ [15mg 90.8円,20mg109.9円]。

<検討>

- ・30人以下/超える場合で数量が同じなので、人数にかかわらず一定量が必要と解する。
- ・ベルソムラ錠は成人と高齢者の用量が異なるため、商品名の参考にも記載しない。
- ・取扱容易なデエビゴ錠 5mg(1錠)を基準に、現行告示と同じ分量(15回分)を算定すると人数にかかわらず15錠。

2-14 ACE変換酵素阻害剤

- (1) 現行のカプトプリル製剤 12.5mgの代替(高血圧症)。現行、(商品名)カプトプリル錠 12.5mg、1日 37.5~75mgを3回に分割経口投与。30人以下/超える場合いずれも50錠(約8.33日分=12.5×50÷75)。
- (2) ACE阻害薬は複数候補があるところ(カプトプリル、エネラプリル、イミダプリル等)、現在臨床で使用されるのはレニベース(エネラプリル)、タナトリル(イミダプリル)。両薬剤は、降圧以外に、レニベースは慢性心不全、タナトリルは1型糖尿病性腎症に効能効果あり。
- (3) (商品名)レニベース錠 2.5mgは医療用医薬品のみ。後発品あり。用法用量は、エナラプリルマレイン酸塩として5~10mgを1日1回経口投与。高齢者は低容量から投与を開始するなど慎重に投与。
- (4) (商品名)タナトリル錠 2.5mgは医療用医薬品のみ。後発品あり。用法用量は、イミダプリル塩酸塩として5~10mgを1日1回経口投与。年齢、症状により適宜増減。高齢者は低容量から投与を開始するなど慎重に投与。
- (5) 一日薬価は、レニベース錠 2.5mg [先発：15.0円、後発：10.1円]、タナトリル錠 2.5mg [先発：22.2円、後発：10.1円]。

<検討>

- ・30人以下/超える場合で数量が同じなので、人数にかかわらず一定量が必要と解する。
- ・1日通常用量(レニベース錠 10mg(2.5mgを4錠)、タナトリル錠 10mg(2.5mgを4錠))を基準に、現行告示と同じ分量(約8.33日分)を算定すると、いずれの薬剤も、人数にかかわらず33錠(4×8.33=33.32)。

2-15 ACEⅡ受容体拮抗剤(ARB)

- (1) 現行のカプトプリル製剤 12.5mgの代替(高血圧症)。現行、(商品名)カプトプリル錠 12.5mg、1日 37.5~75mgを3回に分割経口投与。30人以下/超える場合いずれも50錠(約8.33日分=12.5×50÷75)。※再掲
- (2) ARBは現在臨床で多様な薬が使用されているが(オルメサルタン、カンデサルタン、テルミサルタン、アジルサルタン等)、いずれの薬剤も効果が期待できるため、成分で限定しない。
- (3) (商品名)プロプレス錠 4mgは医療用医薬品のみ。後発品あり。用法用量はカンデサルタン シレキセチルとして4~8mgを経口投与、必要に応じ12mgまで増量できる。
- (4) (商品名)アバプロ錠 50mgは医療用医薬品のみ。後発品あり。用法用量はイルベサルタンとして50~100mgを1日1回経口投与。1日最大投与量は200mgまで。

- (5) (商品名) オルメテック OD 錠 5mg は医療用医薬品のみ。後発品あり。用法用量はオルメサルタンメドキシミルとして 10~20mg を 1 日 1 回経口投与。なお、1 日 5~10mg から投与を開始し、年齢症状により適宜増減。1 日最大投与量は 40mg まで。
- (6) 1 日薬価は、プロプレス錠 4mg [先発 37.5 円、後発 10.1 円], アバプロ錠 50mg [先発 35.5 円、後発 10.1 円], オルメテック OD 錠 [先発 18.4 円、後発 10.1 円]

<検討>

- ・ 30 人以下/超える場合で数量が同じなので、人数にかかわらず一定量が必要と解する。
- ・ 1 日通常用量 (プロプレス錠 8mg (4mg を 2 錠)、アバプロ錠 100mg(50mg を 2 錠)、オルメテック OD 錠 10mg を(5mg を 2 錠)) を基準に、現行告示と同じ数量 (約 8.33 日分) を算定すると、人数にかかわらず 17 錠 ($2 \times 8.33 = 16.66$)。

2-18 Ca 拮抗薬 (CCB)

- (1) 現行のカプトプリル製剤 12.5mg の代替 (高血圧症)。現行、(商品名) カプトプリル錠 12.5mg、1 日 37.5~75mg を 3 回に分割経口投与。30 人以下/超える場合いずれも 50 錠 (約 8.33 日分 = $12.5 \times 50 \div 75$)。※再掲
- (2) CCB には該当する薬剤は複数あるが (アダラート、アムロジン、アテレック、カルブブロック)、臨床で使用頻度が高いのはアムロジン錠、降圧作用が強いのはアダラート CR 錠であり、どちらかを選択すればよい。
- (3) (商品名) アムロジン錠 2.5mg は医療用医薬品のみ。後発品あり。用法用量はアムロジピンとして 2.5~5mg を 1 日 1 回経口投与。症状に応じ 10mg まで増量できる。なお、狭心症には 5mg を 1 日 1 回経口投与。
- (4) (商品名) アダラート CR 錠 10mg は医療用医薬品のみ。後発品あり。用法用量はニフェジピンとして 20~40mg を 1 日 1 回経口投与。ただし、1 日 10~20mg から投与を開始し、必要に応じ漸次増量。効果不十分な場合は 1 回 40mg を 1 日 2 回まで増量。高血圧症の高齢者に使用する場合には低容量(10mg/日)から投与を開始するなど患者の状態を観察しながら慎重に投与。
- (5) 一日薬価は、アムロジン錠 2.5mg [先発 : 15.1 円、後発 : 10.1 円]、アダラート CR 錠 10mg [先発 : 9.8 円、後発 : 6.5 円]。

<検討>

- ・ 30 人以下/超える場合で数量が同じなので、人数にかかわらず一定量が必要と解する。
- ・ 1 日通常用量 (アムロジン錠 5mg(2.5mg を 2 錠)、アダラート CR 錠 20mg(10mg を 2 錠)) を基準に、現行告示と同じ数量 (約 8.33 日分) を算定すると、人数にかかわらず 17 錠 ($2 \times 8.33 = 16.66$)。

2-27 健胃剤→総合胃腸薬

- (1) 現行、健胃剤の (商品名) 大正漢方胃腸薬 (錠剤、瓶入り) の用法用量は、1 回 4 錠、1 日 3 回。30 人以下の場合は 200 錠 (約 16.66 日分 = $200 \div (4 \times 3)$)、30 人を超える場合は 300 錠。
- (2) 健胃剤は、丁種 (現行 100 錠) の議論の際、瓶入りから分包品に変更。商品名例にあるいずれの

薬剤の用法用量は1回1包、1日3回。

- (3) 健胃剤は、生薬成分が主体で胃腸の働きを整える薬剤のことをいうが、市販薬では健胃剤として単独の薬効を標榜しているものが極めて少ないため、乙～丁の品名を入手容易性の観点から健胃剤を含む概念である「総合胃腸薬」に変更。

(商品名) 太田胃散 (分包)、キャベジンコーワα顆粒、大正漢方胃腸薬

<検討>

- ・ 現行の健胃剤の数量 (約 16.66 日分) と同等となるよう、総合胃腸薬 (包単位) で換算すると、1日3回服用する場合の約 16.66 日分の数量 (30 人以下の場合) は、約 50 包 ($49.98=16.66 \times 3$)。
- ・ 30 人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解し、**10 人あたり 17 包** ($16.66=49.98 \div 3$)。

2-36 排尿障害治療剤

- (1) 高齢者の尿閉時 (前立腺肥大に伴う排尿障害) に使用するため、新規追加。
- (2) 一般住民(40~79 歳)における尿閉の発生率に関する研究では、6.8/1000 人 (年間) (「男性下部尿路症状・前立腺肥大症診療ガイドライン 2017」日本泌尿器学会 p55)。
- (3) (商品名) ユリーフ錠 4mg の用法用量は、シロドシンとして 1 回 4mg を 1 日 2 回。後発品あり。
- (4) (商品名) ハルナール D 錠 0.2mg の用法用量は、タムスロシン塩酸塩として 1 回 0.2mg を 1 日 1 回。後発品あり。
- (5) 一日薬価は、シロドシン [先発 : 91.2 円、後発 : 21.0 円]、タムスロシン [先発 : 43.8 円、後発 : 19.2 円]。
- (6) 甲 (1-32) は適宜。

<検討>

- ・ 疫学的研究から、人数にかかわらず、最寄りの寄港地に行くまで (3~5 日) の数量を備付け。
- ・ ユリーフ錠 4mg (シロドシン) とハルナール D 錠 0.2mg (タムスロシン) を比較すると、シロドシンの最高血中濃度到達時間が短く、効果があるため、シロドシン 4mg を基準に 5 日分算定すると、**人数にかかわらず 10 錠** ($2 \times 5 = 10$ 錠)。

2-43 アレルギー性疾患治療剤

- (1) 現行の抗ヒスタミン剤のうち眠気を催さない薬剤に限定するため、備考に追記。
- (2) 眠気を催さない 4 剤 (アレグラ錠、ビラノア錠、クラリチン錠、デザレックス錠) のうち、ビラノア錠とデザレックス錠は医療用医薬品のみだが、アレグラ錠とクラリチン錠は、医療用医薬品の成分・含量・性状と全く同一のものが一般用医薬品(アレグラ FX、クラリチン EX)として販売されているため、医療用医薬品の注は不要。
- (3) 現行、抗ヒスタミン剤を 30 人以下の場合は 40 錠、30 人を超える場合は 60 錠。(商品名) アレグラ 60mg の用法用量は、フェキソフェナジン塩酸塩として 1 回 60mg を 1 日 2 回経口投与 (40

錠は 20 日分)。

- (4) (商品名) クラリチン錠 10mg の用法用量はロラタジンとして 1 回 10mg を 1 日 1 回経口投与 (40 錠は 40 日分)。
- (5) 甲 (1-40) は適宜。

<検討>

- ・ 30 人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解する。
- ・ 飲み忘れ防止の観点から、1 日 1 回で効果があるクラリチン EX を基準に、現行告示と同じ分量 (40 日分) を算定すると 40 錠。40 錠を 3 で除すると **10 人あたり 13 錠** ($40 \div 3 = 13.33$)。

2-45 セフェム系抗生物質製剤

- (1) 感染症対応のため、新規追加。
- (2) (商品名) ケフラルカプセル 250mg の用法用量は、セファクロルとして 1 日 750mg を 3 回に分割投与。後発品あり。
- (3) WHO は、注射薬セフトリアキソン (第 3 世代セファロスポリン系) 1g を 10 人あたり 15 アンプル推奨 (7.5 日分= $15 \div 2g$ (通常最大用量))。
- (4) 甲(1-42)は、他の抗生物質がおおよそ 30 日間の数量であることから、90 錠 ($3 \times 30 = 90$) を備付け (案)。甲種の数量を、船員法施行規則 53 条 2 項により乗組船員数 50 人までの数量と解すると、10 人あたりの数量は **18 錠**($90 \div 5 = 18$)。

<検討>

- ・ セフェム系抗生物質製剤は現行ないが、他の抗生物質が 30 人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解する。
- ・ WHO の推奨量と同等 (7.5 日分) として算定すると、10 人あたり 22 錠 ($3 \times 7.5 = 22.5$)。甲の数量を参考に 10 人あたりの数量を算定すると 18 錠。告示には最小限の数量を備え付けるという観点から、**10 人あたり 18 錠**。

2-47 マクロライド系抗生物質製剤

- (1) エリスロマイシン製剤からの名称変更であり、備え付ける薬剤に変更がない。現行のエリスロマイシン製剤は、(商品名) エリスロシン錠 200mg、エリスロマイシンとして 1 日 800~1200mg (4~6 錠) を 4~6 回に分割。30 人以下の場合 70 錠 (約 11.66 日分= $70 \div 6$)、30 人を超える場合 100 錠。
- (2) (商品名) ジスロマック錠 250mg の用法用量は、アジスロマイシンとして 500mg を 1 日 1 回 3 日間合計 1.5g。後発品あり。
- (3) (商品名) クラリス錠 200mg の用法用量は、クラリスロマイシンとして 1 日 400mg を 2 回に分割。後発品あり。
- (4) WHO はアジスロマイシン 500mg を乗組員数にかかわらず 10 錠 (5 日分)、ただし 30 人を超える場合は 20 錠 (10 日分) を推奨。なお、用法用量は 500mg を 1 日 2 回。

- (5) 甲(1-44)はアジスロマイシンを基準として現行の 40g に相当する数量 160 錠を備付け (案)。甲種の数量を、船員法施行規則 53 条 2 項により乗組船員数 50 人までの数量と解すると、10 人あたりの数量は 32 錠($160 \div 5 = 32$)。

<検討>

- ・ 30 人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解する。
- ・ 甲と同じ薬剤を基準とする観点、飲み忘れ防止の観点から、1 日 1 回で効果があるアジスロマイシンを基準とする。
- ・ アジスロマイシン錠 250mg(1 回 2 錠)を基準に、現行告示と同じ分量 (30 人以下の場合、約 11.66 日分) を算定すると 23 錠 ($2 \times 11.66 = 23.32$)。これを単純に 3 で除すると 8 錠 ($23.32 \div 3 = 7.77$)。甲の数量単純に 5 で除すると 10 人あたり 32 錠。
- ・ 現行告示と同じ数量を備え付けるという観点から、現行で過不足があるとの意見がなければ、**10 人あたり 8 錠**。

2-49 ニューキノロン系抗生物質製剤

- (1) ピリドンカルボン系製剤からの名称変更であり、位置付ける薬剤に変更がない。現行のピリドンカルボン酸系製剤は、30 人以下は 30 錠(15 日分= $30 \div 2$)、30 人を超える場合は 50 錠。
- (2) (商品名)クラビット錠 250mg の用法用量は、レプフロキサシンとして 1 回 500mg を 1 日 1 回。後発品あり。
- (3) (商品名) ジェニナック錠 200mg の用法用量は、ガレノキサシンとして 1 回 400mg を 1 日 1 回。
- (4) WHO はシプロフロキサシン 250mg を人数にかかわらず 20 錠 (3.33 日分= $250 \times 20 \div (750 \times 2)$)、ただし 30 人を超える場合は 40 錠 (6.66 日分= $250 \times 40 \div (750 \times 2)$) を推奨。なお、用法用量は 1 回 250-750mg を 1 日 2 回。
- (5) 一日薬価は、レポフロキサシン [先発 : 193.4 円、後発 : 56.8 円]、ガレノキサシン [先発 : 388 円]。
- (6) 甲(1-46)はクラビット錠を基準に現行の 10g に相当する数量 40 錠 (案)。甲種の数量を、船員法施行規則 53 条 2 項により乗組船員数 50 人までの数量と解すると、10 人あたりの数量は 8 錠($40 \div 5 = 8$)。

<検討>

- ・ 30 人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解する。
- ・ 甲と同じ薬剤を基準とする観点、1 日薬価が低いという観点から、クラビット錠 250mg を基準とする。なお、ジェニナック基準でも 1 日 1 回であるため、錠数は同じ。
- ・ クラビット錠 250mg を基準に、現行告示と同じ分量(30 錠)を単純に 3 で除すると 10 錠($10 = 30 \div 3$)。甲の数量を単純に 5 で除すると 10 人あたり 8 錠。
- ・ 現行告示と同じ数量を備え付けるという観点から、現行で過不足があるとの意見がなければ、**10 人あたり 10 錠**。

2-51 抗ヘルペスウイルス剤

- (1) 带状疱疹に使用するため、新規追加。
- (2) 带状疱疹の発症率 1/100 人(年間)と仮定(带状疱疹大規模疫学調査「宮崎スタディ 1997-2017」国立感染症研究所ウェブサイト)。
- (3) WHO は、アシクロビル 400mg を人数にかかわらず 70 錠推奨(1 治療あたりに必要な数量: 1 日 5 回 800mg を 7 日間)。なお、アシクロビルは
- (4) (商品名) ファムビル錠 250mg の用法用量は、ファミシクロビルとして 1 回 500mg を 1 日 3 回 7 日間(計 42 錠=2×3×7)。後発品あり。
- (5) (商品名) バルトレックス錠 500mg はバラシクロビルとして 1 回 1000mg を 1 日 3 回 7 日間(計 42 錠=2×3×7)。後発品あり。
- (6) 甲(1-48)は、带状疱疹 1 治療あたりに必要な数量としてファミシクロビル錠又はバラシクロビル錠を 42 錠。
- (7) 1 日薬価はファミシクロビル [先発 290.4 円、後発 78.0 円]、バラシクロビル [先発 215.5 円、後発 53.9 円]

<検討>

- ・带状疱疹 1 治療にあたりに必要な数量として、甲と同じく、人数にかかわらず 42 錠。

【外用薬】

2-68 アセトアミノフェン坐剤 (400mg 相当)

- (1) 現行の解熱鎮痛消炎剤をアセトアミノフェンに変更。現行、(商品名) ボルタレンサポ 25mg の用法用量は通常 1 回 25~50mg を 1 日 1~2 回直腸内に挿入。30 人以下/超える場合いずれも 10 個(通常最大用量で 5 回分)、
- (2) アセトアミノフェン坐剤は、基本的に小児用との記載あり。アセトアミノフェンの成人用量は 1 回最大用量 500mg、1 日最大用量 1500mg (鎮痛目的の場合 1 日最大用量 4000mg)。1 剤あたりの有効成分は 50,100,200,400mg。原則として 5 日以内。50,100,200mg の後発品はあるが、400mg の後発品はない。

<検討>

- ・30 人以下/超える場合で数量が同じなので、人数にかかわらず一定量が必要と解する。
- ・現行の解熱鎮痛消炎剤と同等 (5 回分) となるように算定すると、坐剤 400mg 相当を人数にかかわらず 5 個。

2-70 眼科用抗生物質製剤

- (1) 現行、乙は軟膏 5g と点眼液 10mL であるが、甲と丙は、軟膏と点眼液の区分がないため、甲と

丙に合わせて区分を削除。

- (2) 現行、30 人以下/超える場合いずれも軟膏 5g+点眼液 10mL。(商品名) タリビッド点眼液/眼軟膏 0.3% 及び(商品名) クラビット点眼液 0.5%の用法用量は、いずれも 1 日 3 回塗布/1 滴点眼。容器は眼軟膏は 3.5g チューブ、点眼液は 5mL。目薬は他人と共有することがないため約 3 人分 $((5 \div 3.5) + (10 \div 5) = 1.43 + 2 = 3.43)$ 。
- (3) 1 個あたり薬価はオフロキサシン点眼液 [先発タリビッド 107.4 円、後発 34.6 円]、オフロキサシン眼軟膏 [先発 113.5 円、後発 53.2 円]。レボフロキサシン点眼液 [先発クラビット 74.8 円、後発 28.1 円]。
- (4) WHO は軽度の眼感染症のため、テトラサイクリン 1%の眼軟膏を 10 人あたり 2 本 (2 人分) 推奨。用法用量は 1cm 軟膏を 1 日 2 回塗布。
- (5) 甲(1-80)は 10g(2 人分)。丙(3-38)は 10mL(2 人分)

<検討>

- ・現行の数量 (約 3 人分) と同等になるように算定すると、人数にかかわらず 15mL(3 本)

2-73 含嗽剤

- (1) 現行の咽頭塗布剤 ((商品名) ルゴール 50mL) の代替。のどの殺菌・消毒用。数量は 30 人以下/超える場合いずれも 25mL。用法用量は、適量を患部に塗布。
- (2) 含嗽剤の商品例はイソジンうがい薬、ポビドンうがい薬 (いずれも一般用医薬品)。用法用量は、いずれも 2~4mL を約 60mL の水にうすめて、1 日数回うがい。イソジンうがい薬の商品規格は 50mL, 120mL, 250mL, 500mL。ポビドンうがい薬の商品規格は 120mL, 300mL。最小規格の 50mL は 12 回分 $(50 \div 4 = 12.5)$ 。

<検討>

- ・現行の用法用量が「適量」とされているため何回量が推定できないが、現行の数量(25mL)と同等とする観点から、人数にかかわらず 25mL。

2-74 喘息治療配合剤

- (1) 気管支喘息対応のため新規追加。
- (2) (商品名) サルタノールインヘラー 100 μg の用法用量は、サルブタモールとして通常 1 回 200 μg (2 吸入)。1 日 4 回 (8 吸入) まで。1 缶中の質量は 18g(13.5mL)、1 回噴霧中サルブタモール硫酸塩 120 μg (サルブタモールとして 100 μg)。1 缶で 200 吸入分。後発品なし。効能効果として、気管支喘息のほか、肺気腫、球・慢性気管支炎にも適応あり。
- (3) (商品名) アドエア 100 ディスカス 28 吸入用 (その他規格 60 吸入用、アドエア 50 エアゾール 120 吸入用)。用法用量は、サルメテロールとして 50 μg 及びフルチカゾンプロピオン酸エステルとして 100 μg を 1 日 2 回吸入 (1 回 1 吸入)。添付文書の「重要な基本的注意」に、既に起きている気管支喘息の発作を速やかに軽減する薬剤ではなく、毎日規則正しく使用することとの記載があるため、商品名の参考には記載しない。

- (4) WHO は、急性喘息に、サルブタモールエアロゾル 100 µg/200 吸入用を 10 人あたり 1 個。用法用量は必要に応じ 1~4 回投与。約 50 日分(200÷4=50)。患者 1 人につき 1 吸入器。
- (5) 甲(1-82)は適宜。
- (6) 1 個あたり薬価は [サルタノール 100 µg : 602.8 円]、[アドエア 100 ディスカス 28 吸入用 : 2920.2 円]

<検討>

- ・WHO は 10 人あたりの数量を設定しているため、現行告示においても 10 人あたりの数量を設定。
- ・最小限の数量を備え付けるという観点から **10 人あたり 1 個**。

2-75 グリセリン製剤

- (1) 現行、30 人以下の場合/超える場合いずれも 200mL。
- (2) 丙 (3-75) の現行は、20 人以下の場合/超える場合いずれも 10 個
- (3) 商品例としてイチジク浣腸、グリセリン浣腸液 50%があるが、グリセリン浣腸液は医療用医薬品のみであるため商品例から外す。
- (4) (商品名) イチジク浣腸 30 の用法用量は、1 回 1 個 (30g) を直腸内に注入。公式 HP に案内がある LOHACO によると、10 個入り 909 円。

<検討>

- ・イチジク浣腸の包装は、個数であるため、丙の数量にそそえ、**人数にかかわらず 10 個**とする。

2-79 ヨウ素化合物

- (1) 外皮用殺菌消毒のため、稀ヨードチンキの代替。現行、(商品名) 稀ヨードチンキを 30 人以下/超える場合いずれも 50mL。用法用量は 1 日数回患部に塗布。
- (2) (商品名) イソジンきず薬 (ポピドンヨード 10%)。用法用量は、1 日数回患部に塗布。イソジン液 10%と成分・含量・性状と全く同一のものが一般用医薬品として販売。
- (3) WHO は皮膚/創傷の消毒のため、ポピドンヨード 10%を 10 人あたり 100mL。ほかポピドンヨード 10%軟膏を 10 人あたり 25g×1 本。

<検討>

- ・稀ヨードチンキもイソジンも、用法用量は、1 日数回患部に塗布。
- ・現行で過不足あるとの指摘がなければ、現行の数量と同等とする観点から**人数にかかわらず 50mL**。

2-96 有機酸製剤

- (1) 現行 (30 人以下は 1 枚、30 人を超える場合は 2 枚) を 10 人あたりの数量に置き換える。
- (2) 現行、(商品名) スピール膏 M (成分: サリチル酸 50%を含有、1 m²にサリチル酸 357g を含有、大きさ: 25c m²)。この成分・含量・性状と全く同一のものが一般用医薬品 (スピール膏フリーサイズ) として販売されているため、医療用医薬品の注は不要。

(3) スピール膏の用法用量は、2~5 日ごとに新しい薬剤と交換。

<検討>

- ・30 人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解し、**10 人あたり 1 枚**とする(1 枚を 3 で除すると 1/3 となるので、最小数量である 1 枚とする)。

2-100 滅菌生理食塩液（外皮用殺菌消毒剤・洗眼薬から移動）

- (1) 現行乙は、外皮用殺菌消毒剤及び洗眼薬として 30 人以下の場合は 1500mL、30 人を超える場合は 2500mL。現行丙は、20 人以下の場合は 1500mL、20 人を超える場合は 2500mL。効能効果は、外用：皮膚・創傷面・粘膜の洗浄・湿布、含嗽・噴霧吸入剤として気管支粘膜洗浄・喀痰排出促進、その他：医療用器具の洗浄（注射用は略）。
- (2) 現行の商品名は「日本薬局方生理食塩液(プラスチックボトル細口開栓型)」。(商品名)生理食塩液「ヒカリ」の規格は 500mL、(商品名)大塚生食注の規格は 500mL,1000mL。(商品名)生理食塩液 PL「フソー」はプラスチックボトル開栓用ダブル（広口・細口開栓口あり）で規格は 100mL,500mL,1000mL。薬価 100mL145 円、500mL212 円、1000mL277 円。
- (3) 生理食塩液に一般用医薬品はないため、注に○を付する。
- (4) 甲(1-102)は 2500mL。
- (5) WHO はなし。

<検討>

- ・30 人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解する。
- ・乙の数量を 3 で除すると 10 人あたり 500mL($500=1500\div 3$)。
- ・丙の数量を 2 で除すると 10 人あたり 750mL($750=1500\div 2$)。
- ・乙の数量が丙の数量よりも少なくなっており、生理食塩液は 500mL では不足する懸念もあることから、丙に合わせ、**10 人あたり 750mL**とする。

【診断用薬】

2-108,109 抗原検査キット（インフルエンザウイルス・新型コロナウイルス）

- (1) 発熱等の感冒症状を生じた場合、インフルエンザウイルス又は新型コロナウイルス感染症による可能性があるかを把握し、適切な行動につなげていくために新規追加。
- (2) 2022 年 12 月 5 日付けで一般用同時検査キット（新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ）が承認。現在市販されている抗原検査キットをみると、新型コロナウイルス抗原のみを検出するものと、新型コロナと季節性インフルエンザ同時検査キットがある（インフル単独はなし）。2023 年 7 月現在、新型コロナのみの検査キット 16 種類、同時検査キット 4 種類。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html
- (3) 一般用同時検査キットは、無症状者に対する新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの確

定診断には推奨されず、有症状者であってもウイルス量が少ない場合には、感染していても、結果が陰性となる場合があるため、陰性であったとしても引き続き感染予防策を講じる必要がある。特に、インフルエンザウイルス感染は、発症後早期はウイルス量が少なく偽陰性になる可能性が比較的高い。

- (4) 検査キットの価格は、コロナ単独検出は1回1000~2000円程度、同時検査キット1回分1500~2500円程度。一般用医薬品の在庫状況あり（2023年12月4日時点）。2023年1月にインフルエンザ単独の検査キットの安定供給が難しくなる可能性が示唆され、厚生労働省から、同時検査キットの使用の検討について医療機関等に対して周知。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001170527.pdf>

- (5) 2021年9月27日以降、医療用抗原検査キットを特例的に販売開始。体外診断用医薬品（抗原検査法検査キット）は、新型コロナウイルス単独37種類、同時検査キット17種類、インフル単独（A及びB）8種類（2023年11月10日時点）。体外診断用医薬品の価格は診療報酬の「技術料」に含まれ、個別の体外診断用医薬品（検査試薬）ではなく検査項目ごとに価格が設定されているため、公定価格なし。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

- (6) 抗インフルエンザウイルス薬の備付数量は、人数にかかわらず100錠（10人分、タミフル用法用量1日2回、5日間経口投与）。

<検討>

- ・検査キットには単独検出と同時検出など複数種類があるが、患者の負担、経済的負担を考慮し、1回で検査結果が判明する同時検査キットを基準とする。品名を「一般用同時検査キット（新型コロナウイルス・インフルエンザウイルス）」に変更。
- ・有症状者にのみ使用することを想定し、抗インフルエンザウイルス薬と同じく人数にかかわらず10回分とする。

【医療衛生用具】

2-156,157 単回使用ステープラ、単回使用ステープルリムーバ

- (1) 縫合を容易に行うために新規追加
- (2) PMDAにおいて一般的名称「単回使用手術用ステープラ」かつ販売名に「スキンステープラ」が含まれる添付文書を確認すると、再使用・再滅菌禁止、同一患者以外には使用しないとの警告あり。滅菌有効期間3年。価格はさまざまであるが、例えば村中医療機器 [website](#) によると、BONIMED スキンステープラーⅡの場合1個(15針)2100円
- (3) PMDAにおいて一般的名称「単回使用ステープルリムーバ」を確認すると、「再使用・再滅菌禁止」との警告あり。価格はさまざまであるが、例えば村中医療機器 [website](#) によるとステープルリムーバ1200円。
- (4) 甲(1-214,215)は、WHO 推奨（接着縫合または酸化亜鉛包帯10枚、バタフライ縫合20個）を参

考に 20 個。

<検討>

- ・単回使用ステープラは、添付文書の警告（再使用禁止、有効期間等）、衛生管理者 1 名が施術することを考慮し、**10 人あたり 1 個**とする。なお、衛生管理者にとってステープラよりも縫合テープの方が扱いやすいため、縫合テープは甲と同じ数量を乙に備え付ける予定（案）。
- ・単回使用ステープルリムーバも、ステープラと同等数量が必要であるため、**10 人あたり 1 個**。

2-158 縫合テープ（皮膚接合用テープ）

- (1) 皮膚の縫合を容易にするために新規追加。
- (2) PMDA で一般的名称「皮膚接合用テープ」の添付文書を確認すると、再使用禁止・再滅菌禁止。皮膚創部の閉鎖、接合又は補強等のために使用。添付文書には有効期間表示はなく、箱に記載。例えば、3M のネクスケア ステリストリップ スタンダードスキックロージャー（皮膚接合用テープ）の場合、公式 HP に小売価格表示がないが、公式 HP に案内がある amazon の 3M ストアサイトによると、1 個（12 本（6 本/1 シートが 2 パック）入り）1055 円。
- (3) 甲(1-216)は WHO 推奨（接着縫合または酸化亜鉛包帯 10 枚、バタフライ縫合 20 個）を参考に 10 枚。

<検討>

- ・甲や WHO 推奨品目（接着縫合又は酸化亜鉛包帯）を参考に、**人数にかかわらず 10 枚**とする。

2-188 環境クロス

- (1) 接触感染予防、感染症患者の下痢、吐瀉物の処理のために新規追加。
- (2) 甲(1-297)は適宜。
- (3) 例えば、サラヤ株式会社の公式 HP によると、サラヤ環境清拭クロス(80 枚)はオープン価格、250 枚入り 3250 円(1 個標準価格)。

<検討>

- ・告示には最小限の数量を定めるという観点から、**人数にかかわらず 1 個**とする。

2-205 創傷被覆材

- (1) 創傷処置のために新規追加。

創傷被覆材はドレッシング材（近代的な創傷被覆材）とガーゼなどの医療材料（古典的な創傷被覆材）に大別されるが、前者（湿潤環境を維持して創傷治療に最適な環境を提供）を指す。

ドレッシング材は必ずしも毎日交換の必要がないが、毎日表面から創傷の感染兆候等を観察しつつ、交換の時期や連用日数（最長 1 週間）を適宜判断。保険適用期間は原則として 2 週間。

（参照）日本皮膚科学会「創傷・褥瘡・熱傷ガイドライン 2023-1 創傷一般（第 3 版）

<https://www.dermatol.or.jp/uploads/uploads/files/guideline/sousyou2023.pdf>

- (2) 熱傷治療のため、第Ⅱ度熱傷の局所治療に対して銀含有ハイドロファイバー推奨。第Ⅰ度（表皮、発赤・乾燥のみ）は創傷被覆材の推奨なし。第Ⅲ度（皮下組織）は植皮を要するため告示対象外。
- (3) 急性創傷治療（切創、裂創、擦過創、皮膚欠損創等）のため、各ドレッシング材の機能や特徴を考慮した上で、滲出液の量で使い分け。
- (4) 例えば、滲出液の量が普通～少ない場合にハイドロコロイドを選択、滲出液が多い場合に銀含有ハイドロファイバーを選択する場合、前者（商品名）ネクステアハイドロコロイドパッド（3M、家庭用創傷パッド）はamazonの3Mストアサイトによると15枚入り451円、後者（商品名）アクアセルAGアドバンテージ50x50mm（ConavaTec）の価格は10枚入り3000円（価格は村中医療機器HPを参照）。

滲出液	適するドレッシング材
普通～少ない	ポリウレタンフィルム ハイドロコロイド 非固着成分コートガーゼ
少ない（乾燥した壊死組織あり）	ハイドロジェル
多い	アルギン酸塩 キチン ハイドロファイバー® ハイドロポリマー ポリウレタンフォーム

- (5) 現行乙の滅菌ガーゼ(2-192)は30人以下/超える場合いずれも60枚、絆創膏5個(2-206参照)。滅菌ガーゼは、毎日の交換を想定すると、60日分。
- (6) WHOは、滅菌ガーゼ（大小各100枚）のほかに各種創傷プラスター又はプラスターstripp（防水）200枚を推奨。甲(1-315)は200個。

<検討>

- ・滲出液の量に応じてドレッシング材を選択する必要があるとの観点から、滲出液量が少ない場合、多い場合の2種類の創傷被覆材を備え付ける。
- ・創傷被覆材を仮に3日ごとに交換すると、現行と同等数量（60日分）は20枚（ $60 \div 3 = 20$ ）。人数にかかわらず2種類20枚。

2-206 絆創膏

- (1) 現行、テープ型5個、ヤール型1巻、創傷用適宜とされていたが、創傷被覆材の新規追加等に伴い、テープ型のみとなった。物理的な衝撃や摩擦からの傷口保護等のために使用。
- (2) PMDAの一般的名称「救急絆創膏」の添付文書を確認すると、多様なサイズあり。また、現行5個となっているが、10~100枚と幅があり、サイズ・枚数の指定なし。
- (3) 甲(1-316)は10個。丁(4-24)は適宜。

<検討>

- ・現行でも、実質上サイズ・枚数の指定がないのと同様であるため、人数にかかわらず適宜。

2-213 副木（スポンジ付きシーネ）

- (1) 現行、30 人以下の場合は大中小各 2 個、30 人を超える場合は大中小各 4 個。
- (2) 現行、甲（1-322）は大中小各適宜、丙（3-108）は 20 人以下の場合/超える場合いずれも大中小各 2 個。

<検討>

- ・30 人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解し、現行数量を 3 で除すると 10 人あたり大中小 1 個。
- ・丙は現行数量を踏まえると人数にかかわらず大中小 2 個となり、乙と丙で考え方が異なる。
- ・乙を 10 人あたりの数量とすると、過大な副木を備え付けることになることから（40～50 人の船舶の場合、大中小各 5 個）、最小限の数量とするため、丙に合わせ、人数にかかわらず大中小各 2 個とする。

2-231 環境消毒用（次亜塩素酸ナトリウム液）

- (1) ノロウイルス対策のため新規追加。
- (2) 製品によって原液の濃度が異なる（12%、6%、5%、1%など）。表示を確認しながら希釈して使用。ノロウイルス対策の場合、ドアノブ、手すりなど感染者が直接接触した場所・物は 0.02%、嘔吐物、便などが直接付着した場所・物は 0.1%の消毒液を使用。家庭用の塩素系漂白剤（ハイターなど）を希釈して利用することも可。希釈不要タイプの市販あり。希釈不要サイズは使用期限が短くなる傾向。
- (3) 甲（1-347）は適宜。

<検討>

- ・告示には最小限の数量を定めるという観点から、人数にかかわらず 1 個とする。

別表第3 (三種衛生用品表)

【内用薬】

3-1 アセトアミノフェン (300mg 相当)

- (1) 現行のサリチル酸系製剤の代替。(商品名) バファリン 330mg、1回2錠、1人6回服用を想定。20人以下の場合は30錠(約2.5人分 $=30 \div (2 \times 6)$)、20人を超える場合は50錠(約4.16人分 $=50 \div (2 \times 6)$)。
- (2) アセトアミノフェン 300mg は医療用医薬品の成分・含量・性状と全く同一のものが一般用医薬品として販売されているため、医療用医薬品の注は不要。
- (3) アセトアミノフェンの用法用量は、1回300mg、1日3回まで。100mg,150mg,300mgの錠剤があるため、乙・丁と同じく「相当」を付記。
- (4) WHOは痛みと発熱のため、パラセタモール 500mg (アセトアミノフェンの別名)を10人あたり100錠。用法用量を1回2錠(1g)、1日4回(最大8錠)で算出。1人何回の服用を想定しているかの記載はないが、1人6回服用する場合は約8.33人分。
- (5) 甲は適宜。丁は18錠(現行告示と同等量に当たる3人分)。乙(2-3)は10人あたり8錠(案)。
- (6) 使用上の注意に、5~6回服用してもよくならない場合は服用中止との記載あり。

<検討>

- ・WHOの推奨量が現行告示よりも多いが、現行告示で不足感がないこと、痛み対応のために新たにロキソプロフェンナトリウムも備え付けること、告示には最小限の数量を記載することから、現行告示に合わせる。
- ・現行のサリチル酸系製剤の数量と同等となるよう、アセトアミノフェン 300mg 相当で換算すると、1人6回服用する場合の約2.5人分の数量(20人以下の場合)は、約15錠($6 \times 2.5 = 15$)。約4.16人分の数量(20人を超える場合)は約25錠($6 \times 4.16 = 24.96$)。20人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解し、10人あたり8錠($7.5 = 15 \div 2$)。

3-3 ロキソプロフェンナトリウム(60mg 相当)

- (1) 現行のサリチル酸系製剤の代替。現行、(商品名) バファリン 330mg、1回2錠、1人6回服用を想定。20人以下の場合は30錠(約2.5人分 $=30 \div (2 \times 6)$)、20人を超える場合は50錠(約4.16人分 $=50 \div (2 \times 6)$)。
- (2) ロキソプロフェンナトリウムの錠剤の1回量はいずれも(無水物として)60mg。医療用医薬品の成分・含量・性状と全く同一のものが一般用医薬品として販売されているため、医療用医薬品の注は不要。また、30mg,60mgの錠剤があるため「相当」を付記。
- (3) 用法用量は、1回60mg,1日服用回数2回まで。なお、発熱の場合は基本的にアセトアミノフェンで対応するため、消炎・鎮痛を想定。
- (4) 乙(2-5)は10人あたり14錠(案)。
- (5) 使用上の注意に、3~5日間服用しても痛みの症状が繰り返される場合は服用中止との記載あり。

<検討>

- ・ 現行のサリチル酸系製剤の数量と同等となるよう、ロキソプロフェンナトリウム 60mg 相当で換算すると、1 日 2 錠 5 日間服用する場合の約 2.5 人分の数量(20 人以下の場合)は、25 錠 ($2 \times 5 \times 2.5$)。
- ・ 20 人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解し、**10 人あたり 13 錠** ($12.5 = 25 \div 2$)。

3-5 睡眠改善薬

- (1) 不眠症対応のため新規追加。(商品名) ドリエル、ネオデイ、ドリエル EX。有効成分はジフェンヒドラミン塩酸塩 50mg。ドリエル及びネオデイは就寝前に 1 回 2 錠、ドリエル EX は就寝前に 1 回 1 カプセル。
- (2) エスエス製薬ウェブサイトによると、希望小売価格はドリエル 12 錠 2090 円、6 錠 1100 円、ドリエル EX 6 カプセル 2420 円。大正製薬ウェブサイトによると、ネオデイの希望小売価格は 12 錠 1760 円。
- (3) 使用上の注意に、2~3 回服用しても症状がよくなる場合は服用中止との記載あり。
- (4) 乙(2-9)は、不眠症対応のためにオレキシン受容体拮抗薬(商品名: デエビゴ錠)を人数に関わらず 15 錠 (15 回分) (案)。

<検討>

- ・ 乙と同じく、人数にかかわらず 15 回分を算定する。同じ有効成分が含まれており、希望小売価格が低いドリエル又はネオデイ(1 回 2 錠)を基準とし、**人数にかかわらず 30 錠** ($2 \times 15 = 30$)。

3-6 アトロピン系製剤

- (1) 現行、20 人以下の場合は 30 錠、20 人を超える場合は 40 錠。
- (2) 乙 (2-10) は 10 人あたり 13 錠。丁(4-3)は 20 錠。

<検討>

- ・ 20 人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解する。
- ・ 現行の数量を 10 人あたりに換算すると 15 錠 ($30 \div 2 = 15$)。
- ・ 10 人あたりの数量について、乙よりも丙が多く必要となる理由がないので、乙に合わせ、**10 人あたり 13 錠**

3-9,10,13 ACE、ARB、CCB

- (1) 高血圧症対応のため、新規追加。
- (2) 乙 (2-14,15,18) は、高血圧症対応のため現行カプトプリル製剤 12 錠があり、今般の改正で ACE, ARB, CCB に代替。それぞれ人数にかかわらず約 8.33 日分服用の数量を備付け (案)

<検討>

- ・乙と丙で、必要数量（各 8.33 日分）が変わらないため、乙と同じ数量を備付け(数量略)。

3-21 健胃剤→総合胃腸薬

- (1) 現行、健胃剤は 20 人以下/超える場合いずれも 100 錠(約 8.33 日分= $100 \div (4 \times 3)$)、大正漢方胃腸薬（錠剤、瓶入り）の用法用量は、1 回 4 錠、1 日 3 回。
- (2) 健胃剤は、丁種（現行 100 錠）の議論の際、瓶入りから分包品に変更。用法用量は 1 回 1 包、1 日 3 回。丁（4-4）は、24 包（案）。
- (3) 健胃剤は、生薬成分が主体で胃腸の働きを整える薬剤のことをいうが、市販薬では健胃剤として単独の薬効を標榜しているものが極めて少ないため、乙～丁の品名を入手容易性の観点から健胃剤を含む概念である「総合胃腸薬」に変更。
（商品名）太田胃散（分包）、キャベジンコーワ α 顆粒、大正漢方胃腸薬
- (4) 乙(2-27)は、10 人あたり 17 包（ $16.66=49.98 \div 3$ ）（案）。

<検討>

- ・現行の健胃剤の数量と同等となるよう、総合胃腸薬（包単位）で換算すると、1 日 3 回服用する場合の約 8.33 日分の数量（20 人以下の場合）は、24.99 包（= 8.33×3 ）。20 人以下/超える場合で数同じなので、人数にかかわらず 25 包。
- ・乙(10 人あたり 17 包)と丙で必要数量を変更する理由がないので、乙と同じく 10 人あたり 17 包とする。

3-23 緩下剤

- (1) 現行、20 人以下/超える場合いずれも 20 錠。
- (2) 乙（2-31）は 10 人あたり 10 錠。

<検討>

- ・乙と丙で必要数量を変更する必要がないので、10 人あたり 10 錠。

3-24 ドンペリドン

- (1) 現行、20 人以下/超える場合いずれも 30 錠。
- (2) 乙（2-32）は 10 人あたり 10 錠。

<検討>

- ・乙と丙で必要数量を変更する必要がないので、10 人あたり 10 錠。

3-25 ビタミン B1 剤

- (1) 現行、20 人以下の場合は 200 錠、20 人を超える場合は 300 錠。
- (2) 乙（2-37）は 10 人あたり 33 錠。

- (3) (商品名)に記載のアリナミン F 糖衣錠は医療用医薬品。一般用医薬品のビタミン B1 剤は瓶入りのみであり、保存の観点から課題あり。医療用薬品の注を付する。

<検討>

- ・ 20 人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解する。
- ・ 現行の数量を 10 人あたりで換算すると 100 錠 ($200 \div 2 = 100$)。
- ・ 10 人あたりの数量について、乙よりも丙が多く必要となる理由がないので、**10 人あたり 33 錠**。

3-28 アレルギー性疾患治療剤

- (1) 現行の抗ヒスタミン剤のうち眠気を催さない薬剤に限定するため、備考に追記。
- (2) 眠気を催さない 4 剤 (アレグラ錠、ビラノア錠、クラリチン錠、デザレックス錠) のうち、ビラノア錠とデザレックス錠は医療用医薬品のみだが、アレグラ錠とクラリチン錠は、医療用医薬品の成分・含量・性状と全く同一のものが一般用医薬品(アレグラ FX、クラリチン EX)として販売されているため、医療用医薬品の注は不要。
- (3) 現行、抗ヒスタミン剤を 20 人以下/超える場合で同じく 30 錠。(商品名)アレグラ 60mg の用法用量は、フェキソフェナジン塩酸塩として 1 回 60mg を 1 日 2 回経口投与 (30 錠は 15 日分)
- (4) (商品名)クラリチン錠 10mg の用法用量はロラタジンとして 1 回 10mg を 1 日 1 回経口投与 (30 錠は 30 日分)。
- (5) 乙 (2-43) は現行告示と同じ分量とするため、クラリチン EX を基準に 10 人あたり 13 錠。

<検討>

- ・ 乙は 30 人以下/超える場合で数量が異なるが、丙は 20 人以下/超える場合で数量が同じ。乙の検討の際、人数による増減が必要と解したのであれば、丙も同じく人数による増減が必要と解する。
- ・ 飲み忘れ防止の観点から、1 日 1 回で効果があるクラリチン EX を基準に、現行告示と同じ分量 (人数にかかわらず 30 回分) を算定すると 30 錠。30 錠を 2 で除すると 10 人あたり 15 錠 ($30 \div 2 = 15$)。
- ・ 10 人あたりの数量が乙よりも丙が多く必要となる理由がないので、乙に合わせ、**10 人あたり 13 錠**。

3-29 ペニシリン系抗生物質製剤 250mg

- (1) 現行の数量 (20 人以下/超える場合) を 10 人あたりに換算するだけで、備え付ける薬剤に変更なし。現行、20 人以下の場合は 50 錠、20 人を超える場合は 60 錠。
- (2) 乙(2-44)は現行告示と同じ数量とするため、10 人あたり 20 錠($60 \div 3 = 20$)。

<検討>

- ・ 現行の数量を 10 人あたりに換算すると、10 人あたり 25 錠 ($50 \div 2 = 25$)。10 人あたりの数量について、乙よりも丙が多く必要となる理由がないので、乙に合わせ、**10 人あたり 20 錠**。

3-30 セフェム系抗生物質製剤

- (1) 感染症対応のため、新規追加。
- (2) 乙(2-45)は、10人あたり18錠(案)。

<検討>

- ・乙と丙で必要数量を変更する理由がないので、乙と同じく 10人あたり18錠。

3-32 マクロライド系抗生物質製剤

- (1) エリスロマイシン製剤からの名称変更であり、備え付ける薬剤に変更なし。現行、20人以下の場合は70錠、20人を超える場合は100錠。(現行の乙と同一)
- (2) 乙(2-47)は現行告示と同じ数量とするため、10人あたり8錠(案)。

<検討>

- ・乙と丙で必要数量を変更する理由がないので、乙と同じく 10人あたり8錠。

3-33 ニューキノロン系抗生物質製剤

- (1) 感染症対応のため新規追加。
- (2) 乙(2-49)は、感染症対応のためピリドンカルボン酸系製剤70錠があり、今般の改正で、ニューキノロン系製剤に名称変更。備え付ける薬剤に変更はない。現行告示と同じ数量を備え付けるという観点から、10人あたり10錠。

<検討>

- ・乙と丙で必要数量を変更する理由がないので、乙と同じく 10人あたり10錠。

3-36 駆虫剤

- (1) 現行、20人以下の場合/超える場合いずれも10錠。
- (2) 乙(2-54)は10人あたり3錠。

<検討>

- ・乙と丙で必要数量を変更する理由がないので、乙と同じく 10人あたり3錠。

【外用薬】

3-40 含嗽剤(新規)

- (1) 現行の咽頭塗布剤(商品名ルゴール)の代替。のどの殺菌・消毒用。数量は20人以下/超える場合いずれも10mL。
- (2) 乙(2-73)は現行30人以下/超える場合いずれも25mLであり、人数にかかわらず25mL(案)。

<検討>

- ・現行告示（10mL）と同等とするため、人数にかかわらず 10mL。

3-41 喘息治療配合剤

- (1) 気管支喘息対応のため新規追加。
- (2) 甲(1-82)は適宜。乙(2-74)は 10 人あたり 1 個（案）。

<検討>

- ・乙と同じく、10 人あたり 1 個。

3-46 ヨウ素化合物

- (1) 現行、稀ヨードチンキ（20 人以下/超える場合いずれも 50mL）の代替。
- (2) 乙(2-79)は人数にかかわらず 50mL（案）。

<検討>

- ・乙と同じく、人数にかかわらず 50mLとする。

3-52 外用抗生物質製剤

- (1) 現行、20 人以下の場合/超える場合いずれも 25g。
- (2) 乙（2-85）は 10 人あたり 16g。丁（4-9）は 50g。
- (3) （商品名）テラコートリル軟膏 a は、1 日 1～数回、数量を患部に塗布するかガーゼなどに伸ばして貼付。包装単位が 6g。

<検討>

- ・乙と丙で必要数量を変更する理由がないので、乙と同じく 10 人あたり 16g。

3-58 抗真菌剤

- (1) 現行、20 人以下 9g、20 人を超える場合 15g。
- (2) 乙は人数にかかわらず 15g。

<検討>

- ・20 人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解する。
- ・現行の数量を 10 人あたりで換算すると 5g ($9 \div 2 = 4.5$)。
- ・乙と丙で必要数量を変更する必要がないので、乙と同じく 人数にかかわらず 15g。

3-62 滅菌生理食塩液

- (1) 現行、外皮用殺菌消毒剤及び洗眼薬として 20 人以下の場合は 1500mL、20 人を超える場合は 2500mL。
- (2) 甲(1-102)は 2500mL, 乙 (2-100) は、現行乙 (3 で除する) と丙 (2 で除する) を比較した上で、500mL では不足する懸念があることから 10 人あたり 750mL。

<検討>

- ・ 20 人以下/超える場合で数量が異なるので、人数による増減が必要と解する。
- ・ 乙と同じく、**10 人あたり 750mL**($750=1500\div 2$)。

【診断用薬】

3-64,65 抗原検査キット (インフルエンザウイルス・新型コロナウイルス)

- (1) 発熱等の感冒症状を生じた場合、インフルエンザウイルス又は新型コロナウイルス感染症による可能性があるかを把握し、適切な行動につなげていくために新規追加。
- (2) 乙(2-108,109)は人数にかかわらず 10 回分。

<検討>

- ・ 乙と同じく、**人数にかかわらず 10 回分**とする。

【医療衛生用具】

3-87 氷嚢

- (1) 現行、20 人以下の場合 2 個、20 人を超える場合 3 個。
- (2) 乙 (2-182) は人数にかかわらず 3 個

<検討>

- ・ 乙と丙で必要数量を変更する必要がないので、乙と同じく**人数にかかわらず 3 個。**

3-88 氷枕

- (1) 現行、20 人以下の場合 1 個、20 人を超える場合 2 個
- (2) 乙 (2-183) は人数にかかわらず 2 個。

<検討>

- ・ 乙と丙で必要数量を変更する必要がないので、乙と同じく**人数にかかわらず 2 個。**

3-102 創傷被覆材

(1) 乙(2-205)は、人数にかかわらず2種類各20枚。

<検討>

・乙と同じく、人数にかかわらず2種類各20枚。

3-103 絆創膏

(1) 乙(2-206)は人数にかかわらず適宜。

<検討>

・乙と同じく、人数にかかわらず適宜。

3-105 テーピング用テープ

(1) 現行、20人以下の場合/超える場合いずれも1個。

(2) 甲(1-319)は適宜、乙(2-210)は適宜。

<検討>

・乙と丙で必要数量を変更する必要がないので、乙と同じく適宜。

3-109 投薬袋

(1) 現行、20人以下の場合/超える場合いずれも50枚。内用・外用の区別なし。

(2) 現行、甲(1-329,330)は内用100枚、外用50枚。

(3) 現行、乙(2-218,219)は内用20枚、外用30枚。告示案は内用・外用各10人あたり6枚。

<検討>

・20人以下/超える場合で数量が同じなので、人数にかかわらず一定量が必要と解すると、人数にかかわらず50枚となる。

・乙よりも丙が多く必要となる理由がなく、最小限の数量とするため、乙に合わせ、10人あたり12枚(6+6=12)とする。